戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和四十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）附則第四条第一項に該当する者にあつては、様式第一号の二）」を削り、同条第二項中「次に掲げる書類」を「平成二十八年四月一日において請求者が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる場合を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる場合を除く。以下この条において同じ。）をしていたこと及びその相手方の氏名を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同条第三項を次のように改める。

第一条第一項中「（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）附則第四条第一項に該当する者にあつては、様式第一号の二）」を削り、同条第二項中「次に掲げる書類」を「平成二十八年四月一日において請求者が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる場合を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる場合を除く。以下この条において同じ。）をしていたこと及びその相手方の氏名を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3　請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号。以下「平成二十八年法律第二十八号」という。）附則第三条第三項から第十一項までの規定により法第三条第一項に規定する特別給付金を請求する場合には、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

3　請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の法第三条第一項の特別給付金又は平成二十八年法律第二十八号による改正前の法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であることを認めることができる書類

一　請求者が戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号）による改正前の法第三条第一項の特別給付金又は平成二十八年法律第二十八号による改正前の法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者であることを認めることができる書類

二　平成二十八年四月一日において請求者が前号の特別給付金に係る戦傷病者等と婚姻をしていたことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類

第一条第四項を削り、同条第五項中「第二項から前項までの各号に掲げる書類及び」を「第二項及び前項の各号に掲げる書類並びに」に、「第二項第一号及び第三号、第三項第一号及び第四号並びに前項第一号及び第四号」を「第二項並びに前項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第四条第一項中「第五項」を「第四項」に改め、「又は様式第一号の二」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号　（表面）

戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求書

2－28

戦傷病者	フリガナ		※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年 月 日
	氏名	(姓) (名)	生年月日	
	①もとの身分			
	②退職時の本籍等	都道府県		
	③平成28年4月1日において受けていた年金等又は受けたことがある一時金等の種別	※ 01 増加恩給 02 傷病年金 03 特例傷病恩給 04 傷病賜金 11 障害年金 12 障害一時金 31 旧令共済組合公務傷病年金 41 その他（ ）		
	④平成28年4月1日における障害の程度	項症 恩給	証書記号番号	
⑤	フリガナ		※1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成	年 月 日
	氏名	(姓) (名)	生年月日	
			個人番号	
請求者	住所	〒 都道府県		
	これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けたか受けないかの別		※1 受けた 2 受けない	
	⑥これまで戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合			
	第 回特別給付金国庫債券	号	裁定通知書番号	第 号
	⑦平成28年4月1日において欠格事由（裏面7参照）に該当するか		※ 1 該当する 2 該当しない	死亡年月日 平成 年 月 日
⑧遺族相続人	フリガナ			
	氏名	(姓) (名)		
⑨代理人等	フリガナ		※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等	
	氏名	(姓) (名)	区分	
	住所	〒 都道府県	請求当時の住所	都道府県 市区町村
国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名				
⑩国債の償還金の希望支払場所	名称		所在地	都道府県 市区町村

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）

上記により、「戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。

平成　年　月　日

電話　……

厚生労働大臣
裁定都道府県知事　殿

氏名　……　㊞

（市区町村使用欄）

国債交付取扱店名	